

調査実施時期：令和5年10月31日～11月22日

対象：県内の訪問看護ステーション279事業所

内容：「カスタマーハラスメント」についてアンケート

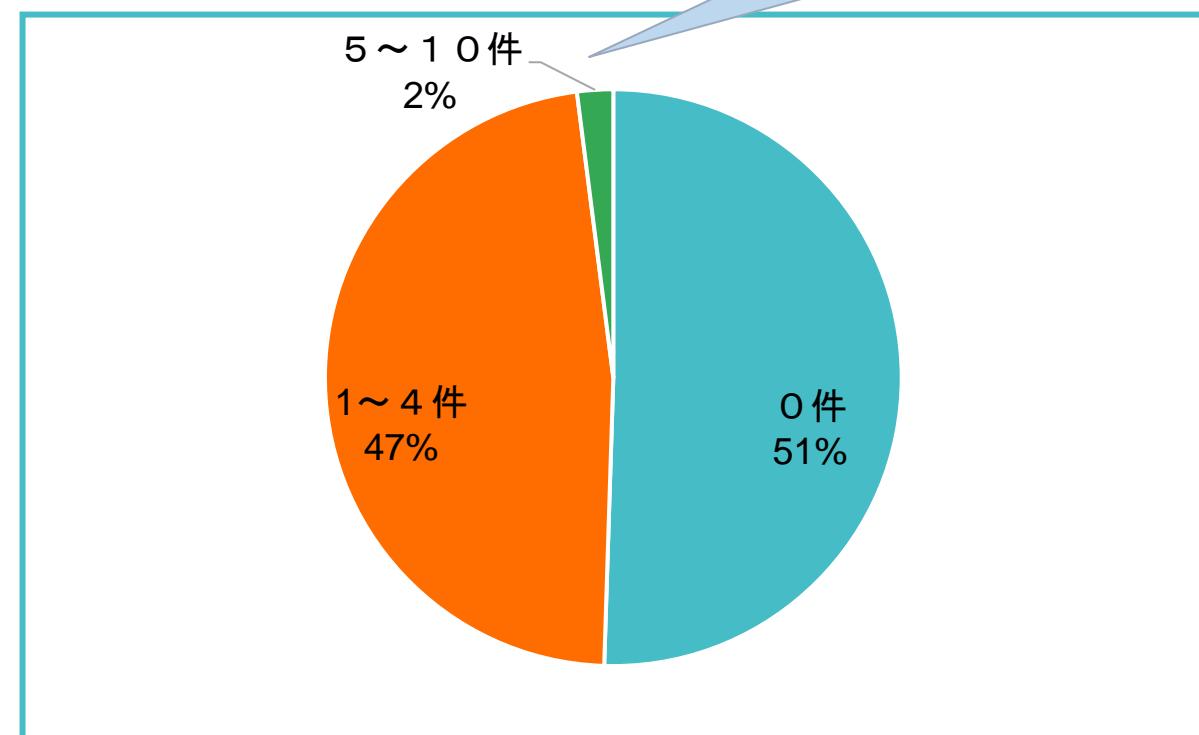
アンケート送付数 279

回収数 99(回収率 35.5%)

Q:直近1年以内に訪問看護ステーション内で対応したカスタマーハラスメントのうち、管理者が直接対応したものは概ね何件程度ありましたか。

0件	50
1～4件	47
5～10件	2

回答があったうち、
ほぼ半数で、管理者が
直接対応したカスタマーハラスメントがあった。



看護師等の安全確保に関する 覚書締結式



令和6年6月14日 公益社団法人群馬県看護協会と群馬県警察本部の「看護師等の安全確保に関する覚書締結式」

業務に従事する看護師等（保健師・助産師・看護師・准看護師・患者及びその関係者）の安全確保を推進し、看護の現場における各種犯罪、事故等の防止を図ることを目的として、覚書を締結しました。

看護師等の安全確保に関する覚書

(一部省略)

公益社団法人群馬県看護協会（以下「甲」という。）及び群馬県警察本部（以下「乙」という。）は、業務に従事する看護師等の安全確保を強化し、各種犯罪、事故等を未然に防止するための支援に關し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、群馬県内において業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、患者及びその関係者（以下「看護師等」という。）の安全確保を推進するため、相互に連携協力し、看護の現場における各種犯罪、事故等の防止を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲は、業務を通じて次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 看護師等の安全確保に向けた情報提供
- (2) 看護師等に危険が生じた際の緊急通報
- (3) 看護師等が認知した不審者情報、犯罪、その他の情報の提供
- (4) 乙が行う各種犯罪被害防止等のための広報啓発活動への協力
- (5) その他看護師等の安全確保に資するために必要と認める活動

2 甲は、甲の会員及び関連機関等に対し、前項の活動が効果的に行われるよう助言、指導するものとする。

(支援等)

第3条 乙は、前条に基づく甲の取組に関連し、甲、甲の会員及び関連機関等からの情報提供、相談、通報等に対して真摯に対応し、問題解決に向けた支援及び各警察署への指導・助言を行うとともに、各種犯罪被害防止等に関する活動への協力を甲に求めるものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、この覚書の運用に際して知り得た個人情報等を秘密情報として取り扱い、目的外利用、漏洩、盜難等が生じないよう適切に管理するものとする。

(協議事項)

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

(適用)

第7条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、甲及び乙の何れからも申出がない場合は、さらに1年間延長し、以降も同様とする。

令和6年6月14日

甲 公益社団法人群馬県看護協会会長
乙 群馬県警察本部生活安全部長